令和８年４月

民営駐輪場の設置助成制度

目黒区自転車等放置防止条例第２３条に基づき、区では民営の自転車等駐車場の整備育成を図るため、民営自転車等駐車場を設置する方に、その建設費、運営管理費の一部を助成します。

【助成することができる自転車等駐車場の要件】

- 駅からおおむね**２００**メートル以内の場所にあること。
- 自転車等駐車場の構造・設備が、利用者の安全を確保することができ、かつ、自転車・原動機付自転車が有効に駐車できるものであること。
- 継続して**3**年以上運営されること。
- 自転車等がおおむね**１０**台以上（原動機付自転車専用の駐車場はおおむね**5**台以上）収容できるものであること。

【補助の内容】

種類	助成対象費用	助成対象期間	助成単価	助成額上限
建設費	購入した駐輪機器、精算機の設置にかかる費用	設置した年度のみ	○駐輪機器 1台当たり 3,000 円 ○精算機器 1台当たり 300,000 円	○平置式 200 万円 ○立体式 400 万円
運営管理費	自転車等駐車場の運営や管理にかかる費用	設置した翌年度から 2 年間 ※年度ごとに申請	自転車の収容可能台数 1台当たり 3,000 円	1 年度につき 30 万円

中古品、リース品による設置の場合、建設費は助成対象外、運営管理費は助成対象となります。
ラインテープのみの駐輪場の場合、運営管理費のみの助成となります。

※算定例

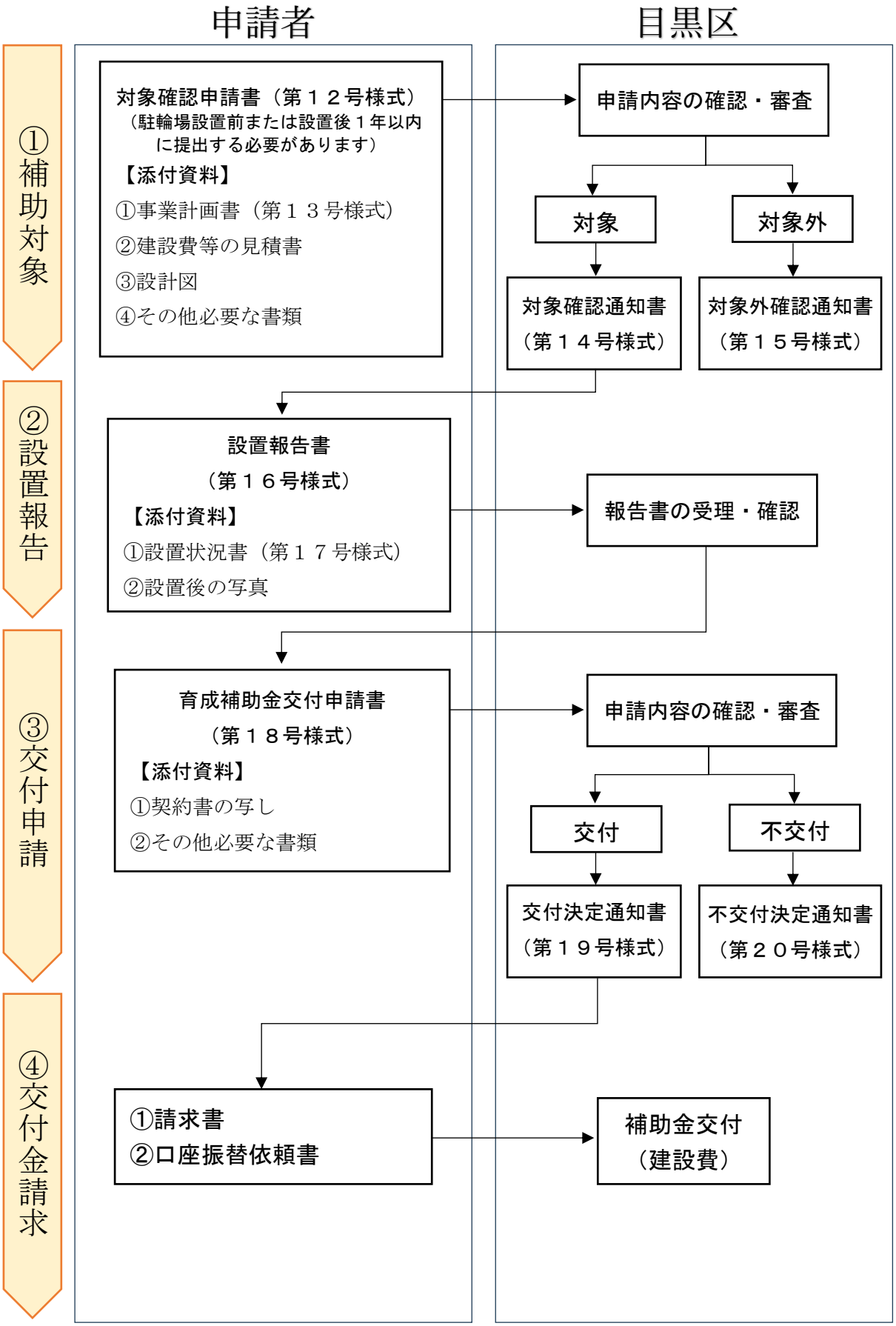
ラック３０台分、精算機１台の平置式駐輪場を設置する場合

建設費　駐輪機器：３０台×３，０００円　＝　９０，０００円
精算機器：　１台×３００，０００円＝３００，０００円
計３９０，０００円

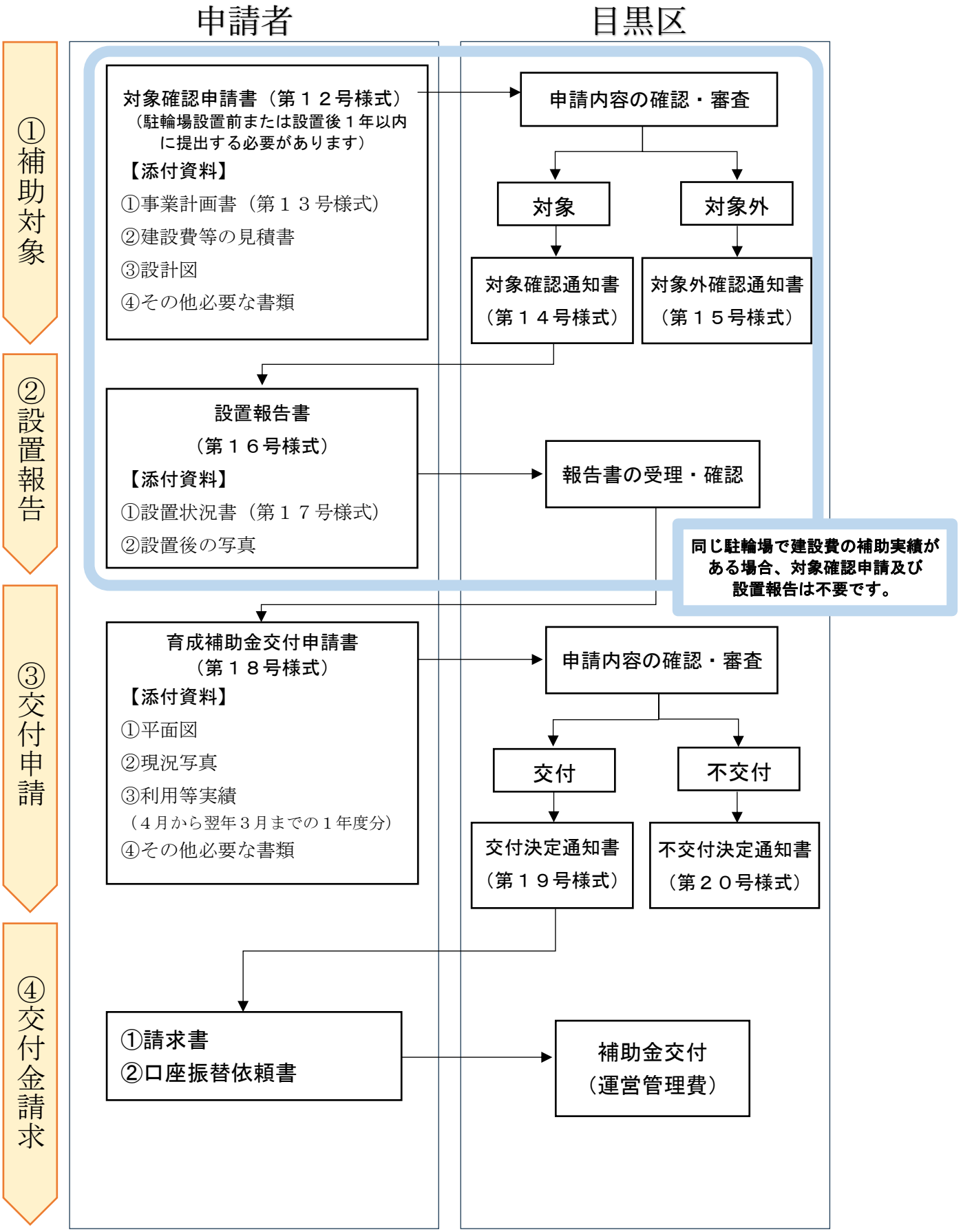
運営管理費　３０台×３，０００円　＝　９０，０００円
２年間×９０，０００円＝１８０，０００円

補助額の総計　３９０，０００円＋１８０，０００円＝**５７０，０００円**

【補助の手続き】（建設費）


申請者
目黒区
①補助対象
対象確認申請書（第１２号様式）
（駐輪場設置前または設置後１年以内に提出する必要があります）
【添付資料】
①事業計画書（第１３号様式）
②建設費等の見積書
③設計図
④その他必要な書類
申請内容の確認・審査
対象
対象外
対象確認通知書（第１４号様式）
対象外確認通知書（第１５号様式）
②設置報告
設置報告書
（第１６号様式）
【添付資料】
①設置状況書（第１７号様式）
②設置後の写真
報告書の受理・確認
③交付申請
育成補助金交付申請書
（第１８号様式）
【添付資料】
①契約書の写し
②その他必要な書類
申請内容の確認・審査
交付
不交付
交付決定通知書（第１９号様式）
不交付決定通知書（第２０号様式）
④交付金請求
①請求書
②口座振替依頼書
補助金交付（建設費）

【補助の手続き】（運営管理費）



【届出事項】

次の場合には、あらかじめ区長に届け出てください。

- 自転車等駐車場の設置を中止しようとするとき。
- 自転車等駐車場の設置完了後３年以内に自転車等駐車場の規模・位置その他の内容を変更（軽微な変更を除く）しようとするとき。
- 自転車等駐車場の設置完了後３年以内に自転車等駐車場を休止しようとするとき。
- 自転車等駐車場を廃止しようとするとき。

【交付決定等の取消し及び返還】

自転車等駐車場の設置を中止した場合などには、助成対象の確認又は補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

【問合せ先】

目黒区　都市整備部土木管理課自転車対策係
〒153-8573　目黒区上目黒２－１９－１５
目黒区総合庁舎６階
電　話：０３－５７２２－９４４４（直通）
ＦＡＸ：０３－５７２２－９６３６